

8. 緊急時・災害時の支援

(1) 緊急通報装置設置事業

対象者	ひとり暮らしの重度身体障害者（身体障害者手帳1級又は2級）及びこれに準ずるかた ※65歳未満
内容	急病又は災害の緊急時、ボタンを押すだけで緊急通報先へつながる装置を設置します。 市民税の額によって、利用者負担が発生する場合があります。
窓口	障害福祉課（TEL）072-433-7012（FAX）072-433-1082

(2) 避難行動要支援者支援制度

対象者	自分ひとりで避難することが困難で一定の要件を満たすかた
内容	自宅等で暮らし、災害時に自分で避難することが困難なかたを、地域の支え合いによって、安否確認や避難の支援をします。事前に登録が必要です。
窓口	福祉総務課（TEL）072-433-7030（FAX）072-433-7088

(3) 緊急時のFAX・インターネットによる119番通報

対象者	聴覚障害者、音声・言語機能障害者
内容	FAX・インターネットによる通報を受付します。事前の登録が必要です。
窓口	障害福祉課（TEL）072-433-7012（FAX）072-433-1082

(4) 緊急時のFAX・メールによる110番通報

対象者	聴覚障害者、音声・言語機能障害者
内容	FAX・メールによる通報を受付します。
窓口	大阪府警【FAX110番】06-6941-1022 【110番メールアドレス】m110@police.pref.osaka.jp

(5) 防災情報サービス利用に係る費用助成事業

対象者	視覚障害者
内容	J:COMの機器を設置して、屋内で緊急地震速報や防災行政無線放送を聞くことができます。 利用料は市が負担します。
窓口	危機管理課（TEL）072-433-7392（FAX）072-432-2482